

平成25年6月長浜市教育委員会定例会 会議録

I. 開催事項

1. 開催日時

平成25年6月27日（木） 午後1時30分～午後3時30分

2. 開催場所

西浅井公民館 2階小ホール（長浜市西浅井町大浦2590）

3. 出席委員

委員（委員長職務代理者）	前田敏一
委員	桐山恵行
委員	井関真弓
委員	北川貢造（教育長）

4. 欠席委員

委員長	松嶋孝雄
-----	------

5. 出席事務局職員

理事兼教育総務課長	福井清和
理事	勝木俊次
教育指導課長	杉本義明
すこやか教育推進課長	平尾真弓
幼児課長	小川尚久
教育センター所長	勝城弘志
長浜城歴史博物館長	片山勝
文化財保護センター所長	森口訓男
長浜図書館長	山内博司
長浜学校給食センター所長	山田隆司
生涯学習・文化スポーツ課参事	二矢清孝
教育総務課副参事	伊吹定浩
教育総務課主査	隼瀬愛

6. 傍聴者
なし

Ⅱ. 会議次第

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認
5月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

議案第19号 長浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

議案第20号 長浜市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について

日程第5 協議・報告事項

(1) 平成25年長浜市議会第2回定例会 一般質問答弁要旨について

(2) 付帯決議について

日程第6 その他

3. 閉 会

Ⅲ. 議事の概要

1. 開 会

委員長職務代理者から、委員長が欠席のため長浜市教育委員会会議規則第3条により職務代理者として本日の議事を進行するとの口上の後、開会宣言があった。

2. 会議録署名委員指名

井関真弓委員、北川貢造委員

3. 会議録の承認

5月定例会

特に指摘事項はなく、5月定例会会議録は承認された。

4. 教育長の報告

北川委員：4点ご報告申し上げます。1点目は、長浜市議会第2回定例会が開催され6月21日に終了いたしました。慎重な審議の結果、教育委員会に係る全ての議案について可決承認をしていただきました。審議の過程で、総務教育常任委員会において教育委員会に係わる議案について3件の付帯決議が出されました。いずれも教育委員会の教育行政事務執行に係わる厳しい決議でありましたが、真摯に受け止め今後活かしていきたいと思っています。2点目は学校訪問及び園訪

問についてですが、5月7日から6月24日にかけて、小中学校の人事を中心とする学校訪問を終了しました。新規採用教諭はそれぞれ課題を抱えながらも全ての小中学校で前向きに奮闘しています。新規採用教諭指導もきめ細やかに行っていると思います。また、一般教諭の人事異動にも問題はなかったと認識しております。傷病等々で休暇を取っている職員が複数いますが、人事異動が直接の要因となるものではありません。それぞれの小中学校で教育上支障をきたすことがないよう、教育委員会で対応をしております。続きまして、園訪問を6月25日から始めており、7月18日までの予定ですが、このことにつきましては次回の定例会で報告いたします。学校訪問では学校長や教頭の説明、授業参観等あわせて1時間半程度と短い時間の中ですので全体像を把握することは難しいですが、教育活動につきましてはいずれの学校も学校経営方針に基づき順調に経営計画を進捗していると認識しています。教員の姿勢の中で、服装、頭髪等について少し気になる教員が複数おりました。それぞれの学校で率直に教育長若しくは県の人事主事より指摘をしました。3点目ですが、昨今経済状況が厳しくなるなか、児童生徒の就学にもそのようなことが反映しており、4月に就学援助制度を申請された保護者は、小学校では全小学生の9.6%にあたる696人、中学校では全中学生の10.2%にあたる397人となっています。年度の途中でも申請されますので今後も増えていくと予想されますが、昨年度最終段階で全小中学生の10.6%でしたので昨年度とほぼ同様になるのではと考えられます。現在市内の児童生徒数は約1万1千人ですので、1割の約1千人あまりの児童生徒が大変厳しい状況にあるということになります。今後も状況を的確に把握し、各学校で個々に対応をしたいと考えております。最後に4点目ですが、昨年1年間高校再編について長浜の未来を拓く検討会議で検討されてまいりました。今年度それを継続させるかどうか議論があり、企画部がから教育委員会に対し何か課題があるか聞いてこられましたので、これからの長浜の未来を担う人材の育成という観点で、子どもたちにどのような素養を身につけさせるべきなのか、価値観の多様化の中でも普遍的なものがあるのではないか、このようなことを市全体の中で確認するような何か方向性が出てこないか、またそれに基づき学校・園・地域・家庭において市民をあげて子どもにはこのような学校園教育環境、地域教育環境、家庭教育環境を構築していくことが必要だというような方向性を出せないか提案をし、今年1年間委員の皆さんにご検討いただくことになり、昨日1回目の検討会議が行われました。委員は全部で13名おられますが、女性の皆さんの意見も積極的に反映をしていただきたいということで、女性の方を5人教育委員会から推薦し、検討委員会の中に入れていただきました。昨日は1年間の問題の本質は何か、何を検討するのか、今後どのようにするのかといった前段の話でしたが、全6回を予定しており最終来年の2月を目途にまとめたいと考えております。以上が教育長報告となります。

5. 議案審議

議案第19号 長浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

委員長は事務局へ説明を求め、教育指導課長から資料に基づき説明があった。
主な質疑応答等は次のとおり。

桐山委員：共同で行う事務とはどういった事務があるのか具体例で示してほしい。

教育指導課長：学校では学級費や給食費などの徴収金等がありますが、今までですと学級事務として担任がやっていたようなことを一括事務で行うとか、備品等を複数の学校で協力して共同購入をすることにより、事務の効率化を図っていくといったものです。

桐山委員：教育委員会の中に何か組織を作るということではないのか。

教育指導課長：東近江市では空き教室などを使った事務の共同実施センターのようなものを作り、複数の事務職員の方が来れられて一緒に事務をされています。最終的にはそのような形に持っていければと考えていますが、当面はなかなかそこまではできませんので、複数の学校の事務職員が共同で事務処理のための様式を統一化して効率を図るとか、何か購入する時に共同購入ができないかなどを検討していきたいと思っています。

井関委員：組織として運営するのであれば、事務局は必要ないのか。

教育指導課長：要綱にもありますようにそれぞれ部会を組織しており、その中に推進協議会という学校事務の共同実施の円滑な実施を図るための部会があり、事務局としては教育指導課が所掌事務を行っています。

井関委員：学校の中にその事務職の代表校があるのか。

教育指導課長：複数校入っていただいた学校や事務共同センターができればそこへ事務局を置くことになると思います。現在給与の認定委員会があり、そこへ主査級の事務職員に集まっていたいただき給与認定事務を行ったり、これからの共同実施について検討していただいています。

井関委員：推進協議会で教育長が任命されるそれぞれ4人の方の任期はどうなっているのか。

理事：特定の人物としては1年です。校長会の代表や教頭会の代表は毎年度それぞれの会で協議されて事務に係わる代表者を決められますので、推進協議会の委員もそれに合わせて代わっています。

桐山委員：これまでは学校の事務に関しては基本的に学校単位でやっていたということは校長が監督をしておられたということだと思うが、共同実施となった場合の誰が監督責任を持つのか。

教育指導課長：共同になった場合でも各学校の校長に監督責任があります。

その他意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

議案第20号 長浜市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について

委員長は事務局へ説明を求め、教育総務課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答等は次のとおり。

桐山委員：いずれの方も新任か。

教育総務課長：はい。いずれも新たに就任いただく方ばかりで再任はありません。

桐山委員：再任もありえたのか。

教育総務課長：はい。再任も過去にはありました。

その他意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

6. 協議・報告事項

(1) 平成25年長浜市議会第2回定例会一般質問答弁要旨について

それぞれ担当課長が資料に基づき説明した。

主な質疑応答等は次のとおり。

井関委員：子どもの貧困対策の答弁の中で、個別の事例研修を実施し教職員どうし子どもに対する云々とあるが、個別の事例研修とは学校内での研修なのか、学校の枠を超えた市全体としての研修なのか。

教育指導課長：各学校において、様々な関係機関の方に集まっていただき、個別のケースについて会議を行うなどの取組みをしているという意味です。

井関委員：研修という意味合いが違っているかもしれないが、私は全体に向けての研修と捉えていた。忙しい先生を束縛するのは問題かと思うが、それぞれが抱える生徒問題での研修会のようなものは特に教育委員会としてはないのか。

教育指導課長：貧困対策という中でのご質問でしたので、研修自体は色々な形で行っておりますが、ここでの答弁としてはこのような形になりました。

井関委員：子育て支援等のスペシャリストの配置についてのところで、養護教諭を複数配置というのはとても望むところではあるが、一番忙しいのは1学期の健康診断がある時期で、子ども達も進学し新しいクラスで不安に思うことも多く、問題が起こるのは1学期が一番多いと思うので、例えば1学期だけ、または健康診断に関する事務が繁忙な時期だけとか、何か期間限定の加配のような形でサポートする方法は考えておられないのか。

教育指導課長：県では3カ月養教という配置があり、規定では児童生徒数が小学校では851人、中学校では801人以上いる場合に2人配置となりますが、その定数から50人をひいた数以上の生徒数がある場合に3ヶ月間だけ配置をしています。当然3カ月ですので4月から6月の一番忙しい時期に大きな学校については配置ができる措置となっています。今委員がおっしゃっていただいた事務だけをサポートすることについては今現在検討はしておりません。

北川委員：3か月養教が配置されている学校は市内にありますね。

教育指導課長：長浜北小学校に現在配置されています。この定数が下がらない限り法的なこともあり、配置を行うことができない状況です。

北川委員：とても大事な指摘だと思います。しかし、就学前の園に養護教諭や看護師を付けることが喫緊だと認識をしています。小中学校は1人養護教諭がいます

が、園にはおられないところがありますので。
教育指導課長：要望をしていきたいと思っております。

(2) 付帯決議について

それぞれ担当課長が資料に基づき説明した後、教育長から補足の説明があった。
主な質疑応答等は次のとおり。

前田委員長職務代理者：小中学校冷暖房設置工事については8月中に完成する予定ではなかったのか。

教育総務課長：当初から8月中は厳しく、工期は12月までとなっております。
現在入札の手続きを進めております3地区につきましては工期延長はやむを得ないと考えております。冬季は全ての学校に暖房が設置されておりますので子ども達に影響はないと思います。

前田委員長職務代理者：落札された2件については、8月に完了し9月から使用できるのか。

教育総務課長：でき得る限り急ぎたいと考えてはおりますが、完成した学校から順に検査を行い引き渡しをしていきたいと考えております。ただ9月の残暑に間に合うかと言いますと、厳しいという思いはしています。

前田委員長職務代理者：給食センターの駐車場の件は、確かに当初駐車場が北側だと聞いていたと思う。

桐山委員：設計変更の都度、教育委員会に報告があるものなのか。

前田委員長職務代理者：私が聞いたのは本当に当初の段階の時に、その後説明があったのは完成図の時であったと思う。

桐山委員：私も完成時の図をもって説明があったのは記憶しているが、就任前であったので当初計画時の設計は知らない。

前田委員長職務代理者：何とかできるようにはなったのですね。

北川委員：できるようにはなったのですが、私が就任した時には建てる時でしたのであまり見ていませんでしたけれども、建物が完成し問題があるということで見に行きますとやはり色々思うところがあります。配送の車が入るところに全面的な屋根がありません。半分くらいは屋根がありますが、前の方には出ていません。今どき配送業で屋根がない所に配送の車が入ることが民間にあるのかと疑問に思います。この積雪地帯になぜ設計時に屋根を付けておかなかったのかと思い、どうなっているのかと聞いてもそのことについて誰も指摘していなかったとのことで、判断が甘いと思います。これから教育委員会は湖北幼稚園、高月・木之本認定こども園など大事業が続きます。ですから、この時には関連のある部署は一緒になって最初から協議に入り、共有化していないといけませんし、その辺りが欠けていると思いました。屋根の話にしましても、深く考えていないんだと思います。

前田委員長職務代理者：その辺りも積雪はありますよね。

北川委員：あります。

桐山委員：設計の発注は教育委員会がして、教育総務課が担当したのか。

北川委員：はい、そうです。

桐山委員：融雪装置は付いているのか。

北川委員：いえ、ついておりません。

桐山委員：それでは、その時点でかなり混乱する可能性がありますね。

北川委員：ですので、その時には雪を全部空き地のある西側に持っていくつもりをしております。その代わりきれいに空けなくては厳しいです。

すこやか教育推進課長：簡易な消雪装置をつける予定をしています。

北川委員：このようなことがありましたが、以上で報告を終わります。

7. その他

教育指導課長：先月の定例会で、井関委員からスクールソーシャルワーカーについてご質問があった件につきまして報告させていただきます。現在スクールソーシャルワーカーの配置につきましては、県費で1名、いじめ対策推進事業の関係で4校掛け持ちですが県費と市費を兼ねた形で1名いらっしゃいます。県事業での配置については1週間に2日6時間、南郷里小学校に配置されていますが、要請があれば他の学校にも行っていただいています。市事業では、いじめ対策推進事業として現在は4つの小学校にそれぞれ月1回しか行けない状況であります。県事業での配置の方とともに課題があれば色々なところに行っていただいています。お尋ねしておられた保護者との面談ができるかどうかについてですが、4月からの実績を申しあげますと7件程度保護者と面談されています。当然学校が窓口になっていますので課題のある生徒がいて保護者が望まれましたら、学校からの要請のもと面談されています。井関委員からご提案いただきました、学校の方でソーシャルワーカーとの面談の機会を広報し、希望する保護者を募れないのかというお話ですが、スクールソーシャルワーカーとは別にスクールカウンセラーが配置されており、学校によっては日を設定し事前に広報して、よろず相談的に受けておられる学校も1校ありますが、常時開設し保護者の要望を受けられるような状況までにはなっていないのが現状です。

理事：続きまして、振替え休日について報告いたします。先月の定例会で松嶋委員長から、5日間連続で授業を受けて6日目に授業をし、子どもに事故が起きた時学校が責任を問われることはないのかというご指摘をいただき、運動会等の時期について特に心配するとのことでしたが、私の方で法令や判例等調べましたが適切な事柄が見つかりませんでしたので、県の教育委員会に問い合わせました。そうしましたところ県から文部科学省にも確認をされ、引き続いて土曜日に活動することについてとりわけ法令違反になることはないとのこと、むしろ開かれた学校を進めていくとか、ある内容によっては総合的な学習時間の趣旨等を考えた場合かえって望ましいのではないのかといった回答をいただき、引き続いての土曜

日の運動会の開催についても5日制の趣旨に反するものではないということでした。ただ体力的に過重な負担のかかる低学年につきましては何らかの配慮が必要ではないかということもご指摘いただきました。

井関委員：今まで担当の先生が関わっておられた仕事をスクールソーシャルワーカーの方が代わってやっておられるのという意味であるのか、それとも今まで担任では踏み込めなかった部分にまでいけるようになって更にメリットがあるという意味のどちらなのか。

教育指導課長：どちらかというとは後者で、学校でやること以上に福祉的な視点で色々なところに繋いでいただくお仕事をさせていただいています。子どもの観察も実際にさせていただきますし、保護者との面談など色々な仕事をさせていただいています。担任が中心にあるうえでですが、力になり助けていただいています。

井関委員：ソーシャルワーカーがいることで、ここまでは担任がいる範囲でできることでもそれ以上に踏み込むことができるのかそういう意味か。

教育指導課長：その子どもへの関わりということですか。

井関委員：はい。さらに深く係わるとか、あるいは別の機関と係わるなど、担任ではできなかった仕事であるのか。

教育指導課長：はい、そうです。限界があったところを専門的な知識をもって代わりをすることによって広がっています。

井関委員：ありがとうございます。

桐山委員：学区変更のことで質問したいことがあり、2年前私が就任した伊藤教育長の時にも質問させていただいたが、私が住んでいるのところは北小学校で西中学校という学区ですが、私が小学校から中学校に進学する時は60名くらいいたのですが、今は20名あるいは20名を切るような状況になっており、学区の変更についてどのようにすれば可能なのかということをお聞きしたところ、自治会の中で要望を決議していただければ教育委員会としては承諾するというような返答であったのだが、現状、今私の町には小学生も中学生もいない状況であり具体的に動いてはいないが、隣の町の祝町が要望を教育委員会に出されたようで、北小学校から長浜小学校に学区を変更してほしいという要望だったようですが、教育委員会からはまず自治会をまとめていただき合意を得て下さいとの返答をいただいたそうです。しかし、合意を得たとしても周辺の町との関係もありすぐには単独町では変更は難しいとのこと、従前の教育長のお答えとちょっと変わってきているように思う。私が思うには学校運営協議会は中学校単位で小学校も一緒にやるような流れになってきていて、北中は北小の学校運営協議会と一緒にしたような組織になっているので、私たちのところは西中に行くのでそっちの学校運営協議会には入っているのだけれども別の所にいるようなイメージになっていて、教育委員会としてそのような狭間のところの学区をどうするのかという考えを持つべきなのではないかと思う。2年前にも同じことを申しあげたのだが、自治会の意向が優先との返答でしたので、その辺りのところどうなっているのか伺

いたい。

北川委員：私自身は今の祝町の話は全く聞いておりませんでした。

桐山委員：最近要望を出されたと思うのだが。

北川委員：基本的に教育委員会が学区変更に対しどのようなスタンスや方針を持っているのか、祝町に対しどのように対応したのかということ、もう一度きちっと確認し7月定例会で報告させていただきます。

前田委員長職務代理者：大津市などでは小学校から中学校へ行く時にはどこを選んでもいいようになっている。前は柔道など小学校で一生懸命やっても中学校に上がったらず活がないということがあったのだが、今は自由に選択できるようになっている。それも教育委員会の判断なのか。

北川委員：地域からそのような声が上がったと聞いていますが、最終的には教育委員会がそれを決めたということです。

前田委員長職務代理者：例えばサッカーでも野球でもよくできるこどもが近くの中学ではなく、市内の他の中学校や、場合によっては県外の私立学校など実績のある遠くの中学へ行ってしまう子どもも出てきたように思う。

教育総務課長：以前市議会定例会で柴田議員から質問があり答弁しておりますので、現在手元に資料がありませんが、後ほど報告させていただきます。

北川委員：自分が在籍している中学ではなく、部活だけ他の中学校に行っている子どもは二人おり、それも市議会で答弁致しました。

教育指導課長：特別な事情があったものです。

前田委員長職務代理者：試合は在籍の中学校から出るのか。

北川委員：はい、そうです。

教育総務課長：大津の方も調べましたが、あまり良い結果は出ていないようなことは聞いております。

前田委員長職務代理者：それはそうだと思う。いい子はいいでしょうが、逆になる場合もどうしてもあると思う。

桐山委員：私自身は北小学校で西中学校であったので、友達が他よりも増えたことでむしろ肯定的な立場であるが、現在のように十何人となり、あまりに人数が少なくなってくるとやはり改善の余地があると思う。

北川委員：また議論することにしましょう。

8. 閉会

委員長職務代理者から、本日の委員会会議が全て終了した旨の発言があり、閉会の宣言があった。